

エイシング AI 導入評価サービス規約

この「エイシング AI 導入評価サービス規約」（以下「本規約」といいます。）は、株式会社エイシング（以下「エイシング」といいます。）がお客様の環境に AI を導入・適用することにかかる評価サービス（以下「本サービス」といいます。）の提供をご希望される、または提供を受けた、日本国内に登記上の本店および本社がある法人のお客様（以下、エイシングとお客様を総称して「両当事者」といいます。）に適用されます。

第1条 定義

本規約で用いる用語の定義は、序文に定めるもののほか、以下のとおりとします。

- 「本申込書」とは、お客様が本サービスを申し込むにあたって必要事項を記入するための、エイシングが別に定める書式をいいます。
- 「本契約」とは、本サービスの提供にかかる両当事者間の契約をいいます。
- 「本資料」とは、本サービスに関してエイシングがお客様に提供することとして本申込書に明示した資料の総称をいいます。本サービスではモデル提供は行いません。
- 「お客様データ」とは、本サービスの提供に必要なものとして、エイシングがお客様に提供を要請し、お客様が同意したデータをいい、その詳細は申込書に定めます。
- 「お客様提供物」とは、お客様データと本サービスの提供にあたり合理的に必要なものとしてエイシングが要求し、お客様が提供に合意した資料、機器、設備等の総称をいいます。
- 「エイシング提供物」とは、第4条第1項にいう報告書と本資料の総称をいいます。
- 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者の総称をいいます。

第2条 申し込み等

- お客様は、本規約のすべての条項に同意のうえで、本申込書に必要事項を記入してエイシングに提出することにより、本サービスの提供を申し込みます。当社がこれに同意することにより、本規約と申込書からなる本サービス提供契約が成立します。
- 本サービスの対価および支払期日は申込書に定めるとおりとします。なお、支払にかかる手数料はお客様負担とします。
- 本サービス成立後に当該本契約の内容を変更する必要があるとき（本サービス提供の進捗状況に応じて評価事項が想定外に拡大した等の事情による評価期間や委託料等の変更等を含みますが、これらに限られません。）は、その必要のある一方当事者は相手方に協議を求め、相手方はこれに就実に応じる義務を負います。なお、当該協議によって形成された合意は、両当事者それぞれ正当な権限を持つ者の記名押印のある書面の交付によってのみ、効力を発します。

第3条 本サービスの提供

- エイシングは、本サービスを、善良なる管理者の注意義務をもって遂行します。したがって、エイシングはお客様に対して何ら完成義務を負担せず、また本サービスに関して何らかの成果の達成や特定の結果等を保証しません。
- 本サービスの提供にあたり、エイシングは、あらかじめお客様と協議のうえで、第5条に定めるもののほか、本申込書において、お客様が負担すべき役割や作業を定めることがあります。
- 両当事者は、本サービスの提供にかかる責任者をそれぞれ選任し、互いに通知します。本サービスにかかる相手方に対する要請、指示、連絡等は、おのおの責任者を通じて行われます。
- 本サービスの提供にあたり、お客様は、お客様提供物を遅滞なく提供する義務を負います。
- 本サービスの提供品質はお客様提供物に依拠するため、お客様提供物の内容の誤り、瑕疵、提供の遅延などにより、本サービスの提供品質に影響が生じ、または次条第1項にいう報告書の提出が遅延する、もしくは本サービスの提供そのものが不可能となる場合がありますが、この場合でもエイシングはいかなる責任を負いません。また、お客様は、お客様データを再度エイシングに提出することなどによって、サービスの再提供を求めることはできません。ただし、お客様とエイシングとの協議により、新たに本契約を締結する場合は、この限りではありません。
- エイシングは、お客様データの正確性、完全性、有効性、有用性、安全性等について、確認や評価を含め、いかなる責任も負担しません。

第4条 本サービスの提供終了

- エイシングは、本申込書において定める期限までに、お客様に報告書を提出します。お客様は、報告書を受領してから7日以内（以下、本条において「確認期間」といいます。）に、エイシング所定の確認書に記名押印または署名のうえ、エイシングに交付します。
- 前項の定めに従い、お客様がエイシングに確認書を交付したときをもって、両当事者により本サービスの提供完了が確認されたものとします。ただし、確認期間内にお客様が書面で具体的な理由を明示して異議を述べないときは、エイシングは、確認書の交付がなくとも、当該確認期間の満了をもって、お客様の確認が完了したとみなします。

第5条 知的財産権

- エイシング提供物に関する著作権（著作権法27条および28条の権利を含みます。）は、お客様または第三者が従前から保有しているものを除き、エイシングに帰属します。
- エイシングは、お客様に対し、お客様が本評価の結果について検討するために必要な範囲に限って、お客様自身がエイシング提供物を使用、複製および改変することを許諾します。お客様は、かかる許諾範囲を超えてエイシング提供物を利用することはできず、またエイシング提供物を第三者に開示または提供することもできません。
- お客様によるエイシング提供物の使用、複製および改変、並びに当該複製等により作成された複製物等の使用は、お客様の負担と責任により行われます。エイシングはお客様に対して、本契約で別段の定めがある場合または自らの責に帰すべき事由がある場合を除いて、お客様によるエイシング提供物の使用等によりお客様に生じた損害を賠償する責任を負いません。
- エイシングは、お客様に対し、本契約に従ったエイシング提供物の利用について、著作人格権を行使しません。
- エイシングはお客様に対して、エイシング提供物の利用が第三者の知的財産権を侵害しない旨を保証しません。
- 本サービス提供の過程で生じた発明その他の知的財産（以下総称して、本条において「発明等」といいます。）にかかる特許権その他の知的財産権（ただし、著作権は除きます。以下、特許権その他の知的財産権を総称して、本条において「特許権等」といいます。）は、当該発明等を創出した者が属する当事者に帰属します。
- お客様およびエイシングが共同で行った発明等にかかる特許権等の、権利帰属その他の取扱いについては、両当事者間で協議のうえ決定します。

第6条 秘密保持

両当事者は、本契約の履行に関して知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者（次条にいう第三者を除きます。）に開示してはならず、またいかなる理由があっても漏洩してはなりません。

第7条 再委託

エイシングは、本契約の履行に必要な業務を、適切に選定した第三者に委託することがあります。

第8条 免責

- 本サービスの提供は、お客様の業務の生産性・効率性の改善の実現を保証するものではありません。
- 本サービス提供終了後、お客様が本サービスの提供終了を承認したとエイシングがみなした後は、本サービス提供にかかる不備もしくは不具合を修正等する義務または本サービスの対価を免除、減額もしくは返金する義務等、本サービス提供にかかる何らの義務も負いません。
- エイシングは、本サービスにつき、お客様による本サービスの利用が、お客様の有する特定の目的への適合性、商品的価値、正確性、有用性、完全性、適法性、お客様に適用のある団体の内部規則等への適合性を有することについて、いかなる保証も致しません。
- 本規約の各条項の定めによらず、本契約の遂行にあたりエイシングがお客様に損害を与え、その損害を賠償する義務を負担しなければならないときは、その賠償の額は、当該損害発生の原因である本契約にかかる対価の額を上限とします。ただし、以下の各号に該当する損害については、エイシングは一切の賠償責任を負いません。
 - 理由のいかんを問わずお客様が第三者に対して与えた損害
 - エイシングの責に帰することのできない事由からお客様に生じた損害
 - エイシングの予見の有無を問わず特別の事情からお客様に生じた損害
 - 逸失利益および第三者からの損害賠償請求に基づいてお客様に生じた損害

第9条 譲渡禁止

エイシングは、お客様がエイシングの書面による事前の承諾なしに、本契約に基づく権利義務を第三者（お客様との資本関係の有無を問いません。）に譲渡または承継させることを禁じます。

第10条 解除・解約

- エイシングは、お客様が以下各号の一に該当するとき（該当すると合理的に判断したときを含みます。）は、何らの催告および自己の債務の履行の提供を要せず、本契約の全部または一部を解除することができます。

- 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分等を受け、または特別清算、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられたりまたは自ら特別清算、民事再生手続、会社更生手続の開始もしくは破産の申し立てをしたとき
 - 自ら振出しまたは引受けた手形もしくは小切手につき不渡処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき
 - 本契約の定め違反し、エイシングが14日間の猶予をもって催告をしてもなお改善が見られないとエイシングが合理的に判断したとき
 - 前各号に類するほどの契約を締結したくない事由が生じたとき
- 前項の定めによって本契約の一部または全部を解除されたお客様は、エイシングが被った損害の一切を賠償する義務を負います。
 - お客様は、本サービスの提供完了前において、エイシングに対して30日前までに書面をもって通知し、かつ第3条に定める本サービスの対価の全額を支払うことによりのみ、本契約を将来に向かって解約することができます。

第11条 反社会的勢力との関係排除

- 両当事者は、相互に相手方に対し、以下の各号について表明し、保証します。
 - 自らとその役員、主な株主が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。また、過去にも反社会的勢力でなく、かつ将来にわたっても該当しないこと
 - 反社会的勢力が自らの経営に関与していないこと
 - 自らとその役員、主な株主が資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力もしくは関与していないこと
 - 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して暴力的行為、詐術、脅迫的言辭を用いる、あるいは相手方の名誉や信用を毀損する、相手方の業務を妨害する、不当な要求をするなどの行為をしないこと
- 両当事者は、相手方が前項各号のいずれかに違反していると合理的に判断した場合、相手方に対し何らの通知または催告をすることなく、すべての契約を解除し、または取引を停止することができます。
- 前項に基づき契約を解除、または取引を停止した当事者は、契約を解除、または取引を停止された相手方に損害が生じた場合であっても、一切の損害賠償責任を負わないものとします。また、契約を解除、または取引を停止した当事者は、契約を解除、または取引を停止された相手方に対し、当該解除または停止によって現実に発生したまたは合理的に発生し得る損害の賠償を求めることができるものとします。

第12条 損害賠償等

お客様が本提供契約に違反し、またはお客様の責に帰すべき事由により、エイシングに損害が生じたときは、お客様は、当該損害（当該損害の拡大を阻止するために講じた措置にかかる費用や、合理的な弁護士費用を含みますが、これらに限られません。）を賠償する義務を負います。

第13条 残存条項

本サービスの提供が終了した後や、本契約が理由のいかんを問わず終了した場合においても、本規約の各条項は、対象条項が存在する限り有効に存続します。

第14条 協議解決

本規約または本契約に定めない事項および本規約または本契約各条項の解釈に疑義を生じたときは、両当事者間で誠意をもって協議のうえ解決します。

第15条 管轄

- 本規約の準拠法は日本法とします。
- 両当事者間で生じた紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。